

# 岐阜県公報

## 目次

### 告示

道路の区域変更

道路の供用開始

電線共同溝整備道路の指定

### 公示

土地改良区の合併認可

土地改良事業の工事の完了

(道路維持課) 一四九

(同) 一四九

(同) 一五〇

(農地整備課) 一五〇

(同) 一五〇

## 告示

岐阜県告示第百八十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年四月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

岐阜県知事 江崎 禎英

道路の種類	路線名	区間	区域の幅員		延長	備考
			前	後		
県道	南岐濃阜線	羽島市堀津町字古宮前一〇五三番一地先から同市同町字同地先まで	一九・七	一五・七	三・五	
			二七・五	三・二		

岐阜県告示第百八十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年四月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

第五百七十七号  
令和七年四月一日

(火曜日)

令和七年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

県道	道の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備 考 (区域 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
瑞浪線 上矢作線			惠那市明智町字法明一四八五番二地先から 同 市同 町字城山一三三八番三地先まで	四三〇	令和 七・四・一	令和 元・二・一五

岐阜県告示第百八十五号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

令和七年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

県道	道の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	指定 分の 部	備 考
大垣線 一宮線			大垣市寺内町二丁目六六番一 地先から 同 市南類町四丁目五八番一 地先まで	四〇〇	上下線	

公 示

土地改良区の合併認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七十二条第二項の規定により、次のとおり土地改良区の合併を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和七年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

合併後存続し、及び定款を変更する土地改良区名	合併により解散する土地改良区名	認可年月日
垂井町土地改良区	栗原土地改良区	令和七・四・一

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。

令和七年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備） 中山間地域総合整備事業（農業用道路）	大垣上石津地区	令和六・六・二〇
同	同	令和六・三・一九

令和七年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社